

監査基準等の改訂案、公表へ

企業会計審議会監査部会

去る5月21日、企業会計審議会は第44回監査部会（部会長：伊豫田隆俊甲南大学共通教育センター教授）を開催した。主な審議事項は次のとおり。

「その他の記載内容」に対する監査人の対応

前回の監査部会（2019年4月20日号（No.1543））情報フラッシュ（参照）に引き続き、「その他の記載内容」に対する監査人の対応について話し合われた。主な論点は次のとおり。

- ・ 監査人が採るべき手続の目的および具体的内容
- ・ 期待ギャップへの対応
- ・ 監査人の法的責任

委員からは、「多様な開示を行っていくには、簡素な監査という従来の文化から切り替える必要があるが、それには時間がかかる」といった意見や、「財務情報の正確性が保証されていない」となる監査人の業務監査に対する信頼性をどこまで担保できるのか、「利用者は財務情報と財務諸表との整合性が

とれることを期待している」

「監査人が報告すべき事項はないと判断した場合、利用者も問題ないと安易に判断してしまうのではないか」といった期待ギャップが生じることに懸念の声があがった。

一方で、「監査の結果だけを記載するのではなく、どのような過程を経てその判断に至ったのかを丁寧に開示すること、どの範囲まで信頼してもらいたいのか利用者によって異なるようになり、期待ギャップを埋めることにつながる」、「実際に業務を行ったうえで、問題が生じたらあらためて検討を行えばよい」という意見もあがった。

監査基準・中間監査基準・四半期レビュー基準の改訂

2019年1月に公表された「会計監査に関する情報提供の充実について―通常とは異なる監査意見等に係る対応を中心として―」（2019年2月10日号（No.1536））情報フラッシュ（参照）や、前回の審議などを踏まえ、監査基準・中間監査基準・四半期レビュー基準につ

いて、事務局より改訂案が提示された。

(1) 主な変更点

主な変更点は次のとおり。

監査基準

- ・ 限定付適正意見の場合、意見の根拠の区分の記載事項として「除外した不適切な事項及び財務諸表に与えている影響」とともに「これらを踏まえて除外事項を付した限定付適正意見とした理由」を明記する
- ・ 監査人の守秘義務の対象を、公認会計士法との整合性を図るため、「業務上知り得た事項」の「事項」を「秘密」へと表記を変更する

中間監査基準、四半期レビュー基準については、監査基準の改訂に伴った改訂案が示された。

(2) 実施時期

各基準の実施時期は次のとおり。

監査基準

- ・ 2020年3月決算に係る財務諸表の監査から実施

中間監査基準

- ・ 2020年9月30日以後終了する中間会計期間に係る中間

財務諸表の中間監査から実施

四半期レビュー基準

- ・ 2020年4月1日以後開始する事業年度に係る四半期財務諸表の監査証明から適用

今後の予定

表記に整合性を持たせるべきといった意見も複数あがったが、改訂案の内容そのものにつ

「その他の記載内容」の監査人の対応については、監査基準等の改訂を行ったうえで引き続き議論を進めていく。

リース会計基準における重要性について検討―ASBJ、リース会計専門委

会計

去る5月20日、企業会計基準委員会は第86回リース会計専門委員会を開催した。

回答もみてみたい」等の意見があがった。また、事務局から「企業の規模別の回答動向について、教えてほしい」との要望に、リース

リース事業協会によるアンケート調査の結果

リース会計基準の全般的な開発方針の参考とするために、公益社団法人リース事業協会より「わが国リース会計基準に関するアンケート調査」^(注)の結果について報告された。

専門委員会からは「回答者の属性や業種ごとの回答率等について、わかれば教えてほしい」「アンケートの回答者は経理部が中心となっているが、企業買収等

を行う経営企画系の部署の方の

重要性に関する検討

リース会計基準における重要性に関する定めについて、「(1)

(注) https://www.lesing.or.jp/studies/docs/20190426_02.pdf

一般的な重要性」と「(2)例外的な取扱い」に分けて検討された。

定めるべきか
・認識したリースに関する測定方法の例外

【例外を認める場合の論点】
どのような方法にするか、また、その場合の範囲

(1) 一般的な重要性
一般的に、会計基準に特段の定めがなくとも、質的および量的に重要性がない場合には、当該会計基準に従った会計処理および開示を行うことは求められない。

この点に関して、事務局より「一般的な重要性について特段の記載をすることの必要性について検討する」との考えが示された。

(2) 例外的な取扱い
次のような例外的な取扱いを定めるべきか、また仮にその例外を認める場合の論点が示された。

- ・金額を基準とした例外
- 【例外を認める場合の論点】
どのように重要性の閾値となる金額を定めるか
- ・リース期間を基準とした例外
- 【例外を認める場合の論点】
どのように重要性の閾値となる金額を定めるか

委員から「まずは原則的な基準や会計処理があつて、それだけでは実務が耐えられない場合に、重要性のような例外的な取扱いの導入を検討するのであつて、現段階で重要性について検討するにあつての優先順位の問題をどう考えているのか」との質問があり、事務局からは「この指摘のとおりだが、現在は開発にあつての全体観等について検討している」との回答があつた。

また、「重要性を検討するにあつて、IFRSでは少額リースの開示が必要な点も、日本基準とIFRSで大きく異なる点として留意すべき」などの意見もあがつた。

時価算定会計基準案へのコメント 対応、検討

会計

ASBJ、金融商品専門委

去る5月17日、企業会計基準委員会第143回金融商品専門委員会を開催した。委員会は第143回金融商品専門委員会第408回親委員会

ポジティブ・メンタルヘルス

あなたを守るやさしさを

メンタルクリエイト
江口 毅

先日観たあるテレビドラマのワンシーンが印象に残りました。それは、食卓での夫婦の会話でした。一言一句覚えているわけはありませんが、およそ次のような内容でした。

夫：俺はおまえを守ろうと努力してきた。
妻：私は守られている感じがしてこなかったわ。
夫：何を言っているんだ。俺は頑張って働いて家庭を守ってきただろ。
妻：それは感謝しているわ。でも、そういうことじゃないの。大切にされていない感じがしないの。

この夫婦の会話を聞いて、「守る」というのは興味深い言葉だなと思いました。夫が言うように、「家庭を守る」「家族を守る」と一口に言っても、そこにはさまざまな意味があります。たとえば、経済的な保障をする、衣食住の保障をする、家族の身の安全を守る、姑との揉めごとから守る、子どもの成長を見守る、けがや病気をしないように気をつける、家族との約束を守る、留守を守る、家族内の決めごとや習慣を守るなどが挙げられます。

この「守る」と「守られる」には大きな違いがあるように思います。「守る」が自分以外の誰かのためにとっている「行為」を想像させることに対して、「守られる」はその行為を受けたときの「気持ち」や「思い」を想像させます。そう考えると、私たちが大事にしなければならぬのは、「守られている」とときの気持ちのほうではないでしょうか。

私たちが、日常会話において、その都度上手に使い分けていることにあらためて気づきます。そして、妻は「守る」というより「守られる」というニュアンスで、その言葉を使っています。「守られる」や「守られている」という言葉からは、「包み込まれている」「安心感がある」「安全である」「大きなものに抱かれる」という感じが伝わって来るといってもさまたまな意味があります。私たちが物理的なモノや目に見えるものではなく、相手の気持ちや思いを「守る」ことができるかを考える必要があるのかもしれない。それが、きつと本当の意味で誰かを守ることであり、やさしさなのでしょ。

この会話を聞いて、日常で起こりがちなコミュニケーションのズレを感じました。夫も妻も「守る」という言葉を使っていますが、その意味にズレがあります。夫としては、妻や子どもが安心して生活できるように、経済的な意味合いで「守る」という言葉を使っていると思われる。一方で妻は、「私が大切にされていると感じない」、つまり私という存在が守られて

前記のように、「守る」といってもさまざまの意味があります。私たちが物理的なモノや目に見えるものではなく、相手の気持ちや思いを「守る」ことができるかを考える必要があるのかもしれない。それが、きつと本当の意味で誰かを守ることであり、やさしさなのでしょ。

(2019年6月1日号 (No. 1546) 情報フラッシュ参照) で議論が開始された「時価の算定に関する会計基準(案)」等に対して寄せられたコメントへの対応について、議論が行われた。

主な審議事項は次のとおり。

市場価格のない株式等の取扱

い(質問7)

次のようなコメントが寄せられており、これに対して事務局案が示された。

寄せられたコメント

金融商品実務指針132項によれば、民法上の組合等に対する出資金の貸借対照表額は構成資産が何であるかを問わず、組合等の財産の持分相当額となることから、すべて市場価格のない株式と同様とすることが適切ではないか。

コメント対応案

民法上の組合等への出資金の会計処理は、金融商品実務指針132項で定められるため、コメントを踏まえ金融商品会計基準19項の市場価格のない株式から除外することとした。

ただし、時価開示指針の開示においては、組合等への出資について、構成資産が主に市場

格のない株式等である場合には、市場価格のない株式等と同様の取扱いとす。

専門委員からの「投資信託への援用を想定しているものか」との質問に「民法上の組合と投

資信託は別」との回答があった。

経過措置(質問9)

専門委員から、適用時期に関して今後の議論の方向性について質問があり、事務局から次回提案する旨回答があった。

国際会計

「年次改善2018-2020」の公開草案、公表——IASB

去る5月21日、IASBは、公開草案「IFRSの年次改善2018-2020」(以下、「公開草案」という)を公表した。年次改善は、IFRS基準書を維持・改善するために行われるものであり、表現の明確化、小規模な不具合の修正、基準書間の不整合の是正などがされる。

公開草案の内容

今回の公開草案の提案は4基準・4項目に対するものであり、主な内容は次のとおりである。

(1) IFRS 1号「国際財務報告基準の初度適用」

親会社より後に子会社がIFRSを初度適用する際のIFRS 1号の子会社に関する定めを簡略化する。これは、子会社の

プに関する記述が誤解を招くものであったためこれを修正し、リース・インセンティブに関する記載を削除する。

(4) IAS 41号「農業」

IAS 41号における公正価値

国際会計

法人税の会計処理の簡素化ASU案、公表——FASB

去る5月14日、FASBは会計基準アップデート(ASU)の公開草案「法人税(トピック740)——法人税の会計処理の簡素化」(以下、「公開草案」という)を公表した。

削除される例外事項

公開草案は、法人税の会計処理の簡素化のために、次の例外を削除している。

・継続事業は損失があるが、非継続事業などのその他の項目は利益がある場合の税金の期間内配分 (intra-period tax allocation) の例外 (例外的削除により、期間内配分では、継続事業以外の損益は考慮しない)

・海外子会社が持分法適用会社になった場合に、持分法投資

測定の定めを他のIFRS基準書と整合させる。

コメント期限

公開草案に対するコメントは、2019年8月20日まで受け付けている。

の一時差異に繰延税金負債を認識する例外(未分配利益を送金することが明らかになった時に認識するという例外)

・海外持分法適用会社が子会社となった場合に、海外子会社についての繰延税金負債を認識しない例外(子会社からの配当)が「子会社になった後の子会社の剰余金の持分の親会社の割合」を超える部分は認識しないという例外

・累計期中間期の損失額が年度の予想損失額を超える場合は、累計期中間期で認識される税の軽減額は、期中類型期間の経常損失を基礎に決定された税の軽減額を超えないという例外

その他の改正事項

また、その他の主な改訂は次のとおりである。

- ・のれんの税務基準の増大が、帳簿上ののれんが当初認識されていた企業結合の一部とみなされるべきか、または別個の取引とみなされるべきかについて評価を要求する
- ・制定日を含む期中期間で、制

定された (gauged) 税法または税率の変更の影響を年間の実効税率の計算に反映することを要求する

コメント期限等

コメント期限は2019年6月28日である。
公開草案の適用日と早期適用の可否は未定である。

金融商品の信用損失に関するASU、公表—FASB

国際会計

去る5月15日、FASBは会計基準アップデート(ASU) 2019-05「金融商品—信用損失(トピック326)—」的を絞った移行上の救済(以下、「本ASU」という)を公表した。

本ASUの内容

本ASUは、企業に、ASU 2016-13の適用時に、「金融商品—信用損失—償却原価での測定(サブ・トピック326-20)」

の範囲内の商品(満期保有負債証券を除く)について、「金融商品—全体(サブ・トピック825-10)」での公正価値オプションを選択する取消不能のオプション(適切な商品に商品ごとを基礎として適用される)を提示している。

2016年に発行したASU 2016-13「金融商品—信用損失(トピック326)」(金融資産の減損について、従来の「発生損失モデル (incurred loss model)」から「予想信用損失モデル (expected credit loss model)」(金融資産の減損は償却原価を基礎に測定される)に変更している)を改訂している。

ると、選択した商品を公正価値で測定することになる。本ASUは、ASU 2016-13の適用にあたり、適用前には償却原価を採用していた金融資産について、適用後は新規に取得した金融商品に公正価値オプションを採用しようとしている企業にとって、「同じ金融商品に関して異なる評価方法が存在することになる」との利害関係者からのコメントに対応したものである。

公正価値オプションを選択した企業は、その選択後、「公正価値測定—全体(サブ・トピック820-10)」と「金融商品—全体(825-10)」のガイダンスに従う。

適用関係

適用日はASU 2016-13と同じ(公開事業企業は2019年12月16日以降開始年度)である。

適用年度の期首利益剰余金残高に適用時の累積的影響額を反映する「修正遡及法」で適用される。

経理用語の豆知識



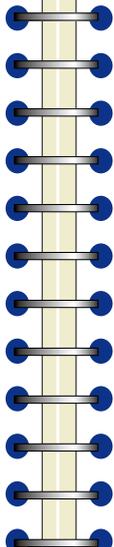
過去勤務費用

過去勤務費用とは、退職給付水準の改訂等に起因して発生した退職給付債務の増加または減少部分であり、退職金規程等の改訂に伴い退職給付水準が変更された結果生じる。改訂前の退職給付債務と改訂後の退職給付債務の改訂時点における差額を意味する。

過去勤務費用の費用処理方法は、数理計算上の差異の費用処理に準じて、原則として、各年度の発生額について発生年度に費用処理する方法または定額法(平均残存勤務期間以内の一定年数で按分する方法)、もしくは定率法(残高の一定割合を費用処理する方法)により費用処理する。

退職金規程等の改訂による過去勤務費用については、頻繁に発生するものではない限り、発生年度別に一定の年数にわたって定額法により処理を行うことが望ましいとされている。

過去勤務費用は発生原因または発生頻度が相違するため、費用処理年数はそれぞれ個別に設定することができる。



条件付取得対価



条件付取得対価とは、企業結合契約において定められるものであって、企業結合契約締結後の特定の事象または取引の結果に依存して企業結合日後に追加的に交付されるもしくは引き渡されるまたは返還される取得対価をいう。

条件付取得対価が企業結合契約締結後の将来の業績に依存する場合において、対価を追加的に交付するまたは引き渡すときには、条件付取得対価の交付または引渡しが確実となり、その時価が合理的に決定可能になった時点で、支払対価を取得原価として追加的に認識するとともに、のれんを追加的に認識するまたは負ののれんを減額する。

また、条件付取得対価が企業結合契約締結後の将来の業績に依存する場合において、対価の一部が返還される場合には、条件付取得対価の返還が確実となり、時価が合理的に決定可能となった時点で返還される金額を取得原価から減額するとともに、のれんを減額するまたは負ののれんを追加的に認識する。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2019年5月15日	公正なM&Aの在り方に関する指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—(案)	経済産業省	MBO指針の策定後約10年が経過したことから立ち上がった、「公正なM&Aの在り方に関する研究会」における議論等を踏まえ、当該指針を全面改訂したもの。コメント期限は2019年6月12日まで。 https://www.meti.go.jp/press/2019/05/20190515002/20190515002.html	—
2019年5月17日	監査事務所等モニタリング基本方針	CPAAOB	第6期(平成31年4月から令和4年3月まで)の監査事務所のモニタリングの基本方針を策定したもの。 https://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kihonhoushin/20190517.html	—

MMTと日銀の金融政策はどちらが現実的か

金融

日銀の原田審議委員が5月22日、長崎市内において記者会見をした。そのなかで、アメリカで提唱されている金融政策のMMTと日銀の政策との違いについて述べた。

MMTとは、現代貨幣理論(Modern Monetary Theory)の略称で、通貨発行権を持つ国では、自国通貨建ての政府債務のデフォルトは起きない、と主張するものだ。景気後退期に政府の財政支出拡大による景気刺激策は有効で、景気回復まで自国通貨建ての国債発行を続けられるという考え方だ。提唱者の1人である米ニューヨーク州立大学のケルトン教授が、インタビュ記事のなかで「日本政府と日銀はMMTを実証してきた」と述べたため今回の記者会見で取り上げられたとみられる。

原田委員は、「MMTは赤字財政による破綻がなくても、インフレは招く」とし、「インフレは増税か政府支出削減によりコントロールできる、というM

MTの考え方は現実的に不可能」と指摘した。これに対して日銀の現状の金融政策は、金融引締めによりインフレに対処するうえに、国の債務の対GDP比は純債務で130%か140%であり、総債務の230%を前提として考えるMMTとは異なり、実際の財政は安定している、との主張だ。ただ「金融引締めによりインフレは鎮静化できる」と言い切

中国企業の制裁に乗り出した米政府

証券

ることも危険だ。確かに緊縮財政よりも現実的効果は望める。しかし、たとえば2%を超えてインフレが高進した場合、2%まで抑えようと引締めを行っても、弱ければ効かず、引締め過ぎれば景気失速を招き、適切なインフレ率を実現することは難しい。実際、黒田日銀総裁が宣言した、2年で2%のインフレ率達成は、「大胆な金融政策」と銘打って行われた無制限の金融緩和から、6年を経ても安定的に1%を達成することすら困難な状況だ。MMTと同様に日銀の金融政策も、非現実的な政策と考えざるを得ない。

米中貿易摩擦は、米中双方が互いの輸入品の最大限の品目に対する関税を引き上げ、アメリカは自国の安全を脅かす危険があるとする中国企業の制裁に乗り出した。予想されていたなかでも最悪の結果といえよう。

トランプ米大統領のねらいは、対中貿易赤字の削減だけでなく、中国経済、中国企業の技術力、競争力に歯止めをかけ、米経済・米企業の世界一の地位

を確保することにある。来年の大統領選での再選を優先するトランプ大統領は、そうした姿勢が自身の支持率の維持や上昇に効果があると考えているようだ。

一方、中国政府にとっても、共産党の一元独裁政権を維持するためにアメリカとの交渉で国民の失望を招くようなことがあつてはならない。今回の米中貿易交渉の過程では、中国側が

妥協に傾くのでは、という楽観的な見方も生まれ、世界の株価に強気なシグナルが発せられた時期もあったが、中国はアメリカの姿勢をみて、強硬姿勢に転じたようだ。こうした経過と両国の姿勢をみると、この問題が、今後どのような形でほぐれていくのか予想がつかない。

いずれにせよ、貿易相手国の有力企業を自国に有害な存在として制裁し、他国にもその企業との取引を止めるよう要請することはあまりにも無茶だ。悪い先例とならないよう祈るばかりだ。

国内では、重要な政治・経済の施策が進行中であるが、米中貿易交渉の陰に隠れ気味のようにだ。景気動向、企業収益などファンダメンタルズでマイナス材料が相次ぎ、特に輸出、企業の外子会社経営の悪化が目立つ。

そのなかで、10月には消費税率の引上げ、7月には参議院選が予定されている。しかし、経済指標の悪化の表面化につれ、消費税率引上げ延期、参議院選と同時の衆議院解散・総選挙などが話題にのぼるようになってきた。内閣支持率の向上、さらには株価上昇を願う話だ。ところが、米中関係の好転がなければ、それも叶わぬ夢であろう。